

第202200241101号
令和5年1月10日

県内介護サービス事業所を運営する法人代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続
支援事業補助金交付要綱の一部改正及び令和4年度事業に係る申請期限について

本県の高齢者福祉施策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症患者が発生した介護施設等の入所者等が必要とするサービスを続けられるよう支援することを目的に、「鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱」(令和2年5月22日付第202000047670号鳥取県福祉保健部長通知)を創設したところです。

今般、本補助金交付要綱の一部を別添のとおり改正しましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

また、令和4年度実施事業について、申請期限を下記のとおり延長いたしますので、本補助金の交付を希望される場合は、御確認の上、御提出いただきますようお願いいたします。

(担当：介護保険・施設担当 北村 電話 0857-26-7175)

記

1. 改正概要

- (1) 施設内療養を行う高齢者施設等に対する追加補助について、対象期間を令和5年2月末日まで延長する。
- (2) 無症状患者の施設内療養について明記する。

2. 申請期限

令和5年3月10日(金)

3. その他

その他、要件の詳細等については、県長寿社会課HPを御確認ください。

県長寿社会課HP：<https://www.pref.tottori.lg.jp/292084.htm>